



投資信託説明書(交付目論見書)

**2010.4**

\*本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)  
第13条の規定に基づく目論見書です。

# アジア・インデックス オープン



**国際投信投資顧問**

1. 本投資信託説明書（交付目論見書）により行う「アジア・ソブリン・オープン（毎月決算型）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成21年8月21日に関東財務局長に提出しており、平成21年9月6日にその届出の効力が発生しております。
2. 本投資信託説明書（交付目論見書）は金融商品取引法（昭和23年法第25号）第13条第2項第1号の規定に基づく目論見書です。
3. 金融商品取引法（昭和23年法第25号）第13条第2項第2号に規定する「ファンドの詳細情報」を記載した投資信託説明書（請求目論見書）は投資者から請求された場合に交付されます。また、投資者が投資信託説明書（請求目論見書）の交付を請求した場合には、投資者も自ら交付請求をしたことを記録しておいてください。なお、当該内容は金融庁のE D I N E T（電子開示システム）および委託会社のホームページで閲覧することができます。

- ・ ファンドは、公社債など値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本が保証されているものではありません。
- ・ 投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客さまに帰属します。
- ・ 投資信託は、預金保険の対象ではありません。
- ・ 投資信託は、金融機関の預金と異なり、元本保証および利回り保証をするものではありません。
- ・ 登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。
- ・ 投資信託は、保険契約における保険金額とは異なり、受取金額等の保証はありません。
- ・ 投資信託は、保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・ 投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。

発行者名 : 国際投信投資顧問株式会社  
代表者の役職氏名 : 取締役社長 吉峯 寛  
本店の所在の場所 : 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号

届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称  
: アジア・ソブリン・オープン（毎月決算型）

届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額  
: 当初申込期間 上限 500 億円  
継続申込期間 上限 2,000 億円

縦覧に供する場所 : 該当事項はありません。

当ファンドにおける課税上の取扱いは株式投資信託となります。

## お申込みをされる前に

下記の事項は、「アジア・ソブリン・オープン（毎月決算型）」（以下「ファンド」といいます。）をお申込みされるご投資者の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および本投資信託説明書（交付目論見書）の内容をよくお読みください。

### 記

#### ファンドに係るリスクについて

ファンドは、実質的には主に国外の公社債を投資対象としています。基準価額は組入有価証券等の値動きや為替相場の変動等（外貨建資産には為替変動リスクがあります。）により上下します。また、組入有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受けます。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「為替変動リスク」、「金利変動リスク」および「信用リスク（デフォルト・リスク）」等があります。

詳細は、本投資信託説明書（交付目論見書）の「投資リスク」をご覧ください。

#### ファンドに係る手数料等について

ご購入時	お申込手数料	お申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1万円当たり1万円）に対して、3.15%（税抜3.00%）を上限とした手数料率がかかります。 （お申込みになる販売会社により異なります。） * 詳細は、販売会社にてご確認ください。
	信託報酬	純資産総額に対して 年率1.575%（税抜1.500%）
保有時	監査費用	純資産総額に対して 年率0.0042%（税抜0.0040%）以内
	その他の費用	有価証券等の売買および保管ならびに信託事務にかかる諸費用等についても信託財産から差引かれます。
ご換金時	ご換金手数料	かかりません。
	信託財産留保額	ご換金の受付日の翌営業日の基準価額の0.3%

\* お申込手数料、信託報酬、監査費用およびその他の費用（国内において発生するものに限り、）については、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。

\* その他の費用については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

\* 前記の費用（手数料等）については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

\* 詳細は、本投資信託説明書（交付目論見書）の該当箇所をご覧ください。

以上

# アジア・ソブリン・オープン(毎月決算型)

## ファンドの概要

本概要は、本投資信託説明書(交付目論見書)の記載内容を要約したものです。

詳細は、本投資信託説明書(交付目論見書)の該当箇所をご覧ください。

商品分類	追加型投信 / 海外 / 債券
運用の基本方針	<p>ファミリーファンド方式により、日本を除くアジア諸国・地域のソブリン債券*および準ソブリン債券**を中心に投資を行い、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。</p> <p>* 国債、政府保証債等をいいます。 ** 政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券をいいます。</p>
主要投資対象	アジア・ソブリン・オープン マザーファンドの受益証券を通じて、日本を除くアジア諸国・地域のソブリン債券および準ソブリン債券を主要投資対象とします。
主な投資制限	アジア・ソブリン・オープン マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。
価格変動リスク	<p>公社債など値動きのある証券(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本が保証されているものではありません。</p> <p>*くわしくは、「投資リスク」を参照してください。</p>
当初設定日	平成21年9月28日
信託期限	無期限
決算日	毎月22日(休業日のときは翌営業日)
お申込期間	<p>当初申込期間:平成21年9月7日から平成21年9月25日まで。 継続申込期間:平成21年9月28日から平成22年10月20日まで。</p> <p>お申込みの受付は、日本における販売会社の営業日に限り行われます。シンガポールの銀行、シンガポール取引所、香港の銀行、香港取引所のいずれかが休業日の場合には、お申込みはできません。</p> <p>* お申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。</p>
お申込単位	<p>(当初元本1口 = 1円)</p> <p><b>分配金受取コース</b> 1万口単位または1万円以上1円単位です。</p> <p><b>自動けいぞく投資コース</b> 1万円以上1円単位です。 (販売会社によりコースの名称が異なる場合があります。以下同じ。)</p> <p>*「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資によるお申込みについては、1円単位とします。 *販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合あるいはお申込単位が異なる場合があります。</p>

お申込価額	<p>当初申込期間: 1口当たり1円とします。          継続申込期間: お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。</p> <p>お申込受付時間は、原則として午後3時までとさせていただきます。</p>
お申込手数料	お申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間中は1万口当たり1万円)に対して、3.15%(税抜3.00%)を上限とした手数料率がかかります。
信託報酬	純資産総額に対して年1.575%(税抜1.500%)の率を乗じて得た額とします。
監査費用	純資産総額に対して年0.0042%(税抜0.0040%)以内の率を乗じて得た額とします。
収益分配	<p>毎月22日(休業日のときは翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。</p> <p>ただし、第1期の決算日(平成21年10月22日)は分配を行いません。第2期の決算日(平成21年11月24日)から収益分配方針に基づいて分配を行います。</p> <p><b>分配金受取コース</b>          収益分配金は、税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日以内に、販売会社において、受益者にお支払いします。</p> <p><b>自動けいぞく投資コース</b>          収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。</p>
ご換金単位	販売会社が定める単位とします。
ご換金価額	<p>ご換金の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。</p> <p>ご換金のお申込受付時間は、原則として午後3時までとさせていただきます。</p> <p>信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超えるご換金は行えないものとします。</p> <p>シンガポールの銀行、シンガポール取引所、香港の銀行、香港取引所のいずれかが休業日の場合には、ご換金の請求はできません。</p>
信託財産留保額	ご換金の受付日の翌営業日の基準価額の0.3%とします。
換金代金のお支払い	原則としてご換金の受付日から起算して6営業日目から、販売会社において、受益者にお支払いします。

ご投資者の皆様におかれましては、ファンドの内容およびリスク等についてご理解のうえ、お申込みいただきますようお願い申し上げます。

## ファンドの特色

1

**日本を除くアジア諸国・地域のソブリン債券\*1 および準ソブリン債券\*2 を主要投資対象とします。**

- アジア・ソブリン・オープン マザーファンド(以下「マザーファンド」ということがあります。)受益証券を通じて、日本を除くアジア諸国・地域のソブリン債券および準ソブリン債券を主要投資対象とします。
- 日本を除くアジア諸国・地域の自国通貨建債券のほか、米ドル建債券等の外国通貨建債券にも投資します。米ドル建債券等の外国通貨建債券に投資した場合には、原則として、実質的に債券発行国の自国通貨建となるように為替取引を行います。

投資対象国・地域(2010年2月末現在)

中国、香港、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポール、スリランカ、台湾、タイ、ベトナム

\*1 ソブリン債券とは、各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。

\*2 準ソブリン債券とは、政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券とします。

2

**実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。**

投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向等の事情によっては、**1**、**2**のような運用ができない場合があります。

**3****KE キャピタル・パートナーズ (KE Capital Partners Pte. Ltd.) からアドバイスを受け、運用を行います。**

- KE キャピタル・パートナーズ (KE Capital Partners Pte. Ltd.) は、シンガポールに拠点を置く資産運用会社です。親会社であるキムエン・ホールディングス・リミテッド (Kim Eng Holdings Limited、以下「キムエン社」といいます。) のアジアに関する豊富な知識・経験を活用します。
- キムエン社は、Kim Eng Securities Pte. Limited の持株会社として1989年に設立、1990年にシンガポール取引所に上場しました。現在、シンガポール、タイ、香港、インドネシア、フィリピン、ベトナム、インド、マレーシア、英国、米国に拠点を有しています。(2009年12月末現在)

**4****毎月決算を行い、収益の分配を行います。**

- 毎月22日(休業日のときは翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。ただし、第1期の決算日(平成21年10月22日)は分配を行いません。第2期の決算日(平成21年11月24日)から収益分配方針に基づいて分配を行います。
- 基準価額水準や分配対象収益額を勘案し、委託会社が決定する額を付加して分配を行う場合があります。

収益分配金は一定の分配金額をお約束するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

## ファンドおよびマザーファンドのリスク

ファンドおよびマザーファンドが有する主なリスクおよび留意点は以下の通りです。  
(主なリスクおよび留意点であり、以下に限定されるものではありません。)

**組入れられた有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)の値動きにより、基準価額は変動します。これらの運用による損益は、すべて受益者に帰属します。したがって元本が保証されているものではありません。**

### 為替変動リスク

ファンドは、主に日本を除くアジア諸国・地域の通貨建等の有価証券に投資します(ただし、これらに限定されるものではありません)。外貨建資産に投資を行いますので、投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く(円安に)なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く(円高に)なればファンドの基準価額の下落要因となります。

なお、一部の通貨について、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引を利用する場合があります(対円での利用は行いません)。

直物為替先渡取引の取引価格は、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。

この結果、基準価額の値動きは、実際の当該通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。

### 金利変動リスク

投資している国・地域の金利水準が上昇(低下)した場合には、一般的に債券価格は下落(上昇)し、ファンドの基準価額の変動要因となります。

金利変動に伴う債券価格の変動は、デュレーション\*が長いほど大きくなります。

\* デュレーションとは、「債券の平均回収期間」および「金利変動に対する債券価格の変動性」を意味します。

### 信用リスク(デフォルト・リスク)

発行国・地域の債務返済能力等の変化等による格付け(信用度)の変更や変更の可能性などにより債券価格が大きく変動し、ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。一般的に、新興国の発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト(債務不履行および支払遅延)が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。

ファンドは、投資適格債(BBB格以上の債券)のほか、投資適格債の格付けを下回る「BBB格以下の債券」も投資対象とします。



## 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

一般的に、新興国の債券は、高格付けの債券と比較して市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買ができない可能性があります。

## カントリー・リスク

債券の発行国・地域の政治や経済、社会情勢等の変化（カントリー・リスク）により金融・証券市場が混乱して、債券価格が大きく変動する可能性があります。

新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

- ▶ 先進国と比較して経済状況が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率などの経済状況等が著しく変化する可能性があります。
- ▶ 政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。
- ▶ 海外との資金移動の規制導入等の可能性があります。
- ▶ 先進国と比較して情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。

この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

## ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。

## カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引、先物取引、スワップ取引、直物為替先渡取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

## その他の主な留意点

- ▶ 受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- ▶ 計算期末に、基準価額水準に応じて、別に定める分配方針により分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。
- ▶ 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。
- ▶ 信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金には行えないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の換金請求に制限を設ける場合があります。

## ご投資の手引き

### お申込みに関しては

#### お申込み

販売会社でお申込期間にお申込みいただけます。

当初申込期間:平成21年9月7日から平成21年9月25日まで。

継続申込期間:平成21年9月28日から平成22年10月20日まで。

取得のお申込みの受付は、お申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時まで  
に、販売会社所定の方法で行われます。

ただし、シンガポールの銀行、シンガポール取引所、香港の銀行、香港取引所のいずれかが休業日  
の場合には、お申込みはできません。

\* お申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定で  
す。

#### お申込単位・価額

(当初元本1口 = 1円)

分配金受取コース	自動けいぞく投資コース
1万口単位 または 1万円以上1円単位	1万円以上1円単位  ただし、「自動けいぞく投資コース」に係る収益分 配金の再投資による取得申込みについては、1円 単位とします。

販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合あるいはお申込単位が異なる場合が  
あります。

お申込価額は、当初申込期間中は1口当たり1円、継続申込期間中は取得申込みの受付日  
の翌営業日の基準価額とします。

#### お申込手数料

- お申込手数料は、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、3.15%(税抜3.00%)を  
上限として、販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。お申込手数料は消費税  
等相当額を含みます。
- お申込代金は、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、販  
売会社が前記手数料率を上限として、それぞれ別に定める率を乗じて得たお申込手数料(消費税  
等相当額を含みます。)を加えた額となります。
- 「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、無手数料  
とします。

当初申込期間中は1万口当たり1万円です。

## 収益分配に関しては

### 収益分配時期

毎月22日（休業日のときは翌営業日とします。）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

ただし、第1期の決算日（平成21年10月22日）は分配を行いません。第2期の決算日（平成21年11月24日）から収益分配方針に基づいて分配を行います。

分配金受取コース	自動けいぞく投資コース
収益分配金は、税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日以内にお支払いします。	収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

### お手取額

お客様の個別元本により普通分配金（課税）と特別分配金（非課税）が計算されます。

- ・分配落ち後の基準価額が、個別元本と同額または上回る場合には、全額が普通分配金となります。
- ・分配落ち後の基準価額が、個別元本を下回る場合には、分配金の範囲内で下回る部分に相当する金額が特別分配金、残余の金額が普通分配金となります。

普通分配金は課税対象扱いとなりますので、お手取額は所得税および地方税を差引いた額となります。

なお、特別分配金を受取った場合は、投資元本の一部を払戻したことになり、分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の個別元本となります。また、特別分配金については非課税となります。

### お支払開始日

「分配金受取コース」については、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者にお支払いします。

## ご換金に関しては

### ご換金のお申込み

ご換金の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超えるご換金はいえないものとします。

ただし、シンガポールの銀行、シンガポール取引所、香港の銀行、香港取引所のいずれかが休業日の場合には、ご換金の請求はできません。

### ご換金単位

販売会社が定める単位とします。

### ご換金価額

ご換金の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。

### ご換金手数料

かかりません。

### 信託財産留保額

ご換金の受付日の翌営業日の基準価額の0.3%とします。

### お支払日

換金代金は、原則としてご換金の受付日から起算して6営業日目から、販売会社において、受益者にお支払いします。

## 償還に関しては

### 信託期間

平成21年9月28日以降、無期限とします。

ただし、委託会社は、一部解約により、受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合等には、受託会社と合意のうえ、途中で信託を終了させることができます。なお、この場合において、あらかじめ、監督官庁に届出ます。

### お支払開始日

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日のときは翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者にお支払いします。

## 運用状況を知るには

委託会社は、6ヵ月毎（毎年1月および7月の決算日を基準とします。）および償還時に、運用経過等を記載した運用報告書を作成し、かつ販売会社を経由して知っている受益者に交付します。なお、当該運用報告書は委託会社等のホームページにおいても受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

また、運用報告書を補完することを目的として、週次または月次に運用状況等を記載した情報提供資料を作成し、ホームページ等において受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

## 費用と税金

お申込みからご換金・償還までの間に直接あるいは間接的にご負担いただく費用・税金は以下の通りです。

時期	項目	費用・税金
<b>直接負担</b>		
申込み時	申込手数料	(手数料率) 基準価額(当初申込期間中は1万口当たり1万円)に対して 上限3.15%(税抜3.00%)
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金に対して課税されます。
換金 (解約)時	所得税および地方税	課税されます。
	換金手数料	(かかりません) 0
	信託財産留保額	基準価額に対して 0.3%
償還時	所得税および地方税	課税されます。
<b>間接負担</b>		
保有時 (毎日)	信託報酬	純資産総額に対して年率1.5750%(税抜1.5000%)
	監査費用	純資産総額に対して年率0.0042%(税抜0.0040%)以内
	その他の費用	有価証券等の売買に関する費用・保管費用等

\* 申込手数料、信託報酬、監査費用およびその他の費用(国内において発生するものに限り、)については、消費税等相当額を含みます。

\* その他の費用については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

\* 前記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

(注)税制等が改正された場合等は、変更になる場合があります。

## 目 次

	頁
第一部 証券情報 .....	1
第二部 ファンド情報 .....	4
第1 ファンドの状況 .....	4
1 ファンドの性格 .....	4
2 投資方針 .....	9
3 投資リスク .....	14
4 手数料等及び税金 .....	17
5 運用状況 .....	20
6 手続等の概要 .....	28
7 管理及び運営の概要 .....	29
第2 財務ハイライト情報 .....	33
第3 内国投資信託受益証券事務の概要 .....	35
第4 ファンドの詳細情報の項目 .....	37
「アジア・ソブリン・オープン（毎月決算型）」 約款	
参考 「アジア・ソブリン・オープン マザーファンド」運用の基本方針	

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

アジア・ソブリン・オープン（毎月決算型）  
（以下「ファンド」といいます。）

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。

格付けは取得していません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます）。委託者である国際投信投資顧問株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

当初申込期間：500億円を上限とします。  
継続申込期間：2,000億円を上限とします。

### (4)【発行（売出）価格】

当初申込期間：1口当たり1円とします。

継続申込期間：取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額\*とします。

なお、原則として午後3時までに、取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の取得申込みとします。

\* 「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をそのときの受益権総口数で除した1口当たりの純資産額をいいます。（ただし、便宜上1万口当たりには換算した価額で表示することがあります。）

基準価額は、組入れる有価証券等の値動き等により日々変動します。

基準価額の照会先は、「(8)申込取扱場所」または以下の通りです。

国際投信投資顧問株式会社

電話番号：0120-759311（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ アドレス：<http://www.kokusai-am.co.jp>

### (5)【申込手数料】

取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1万口当たり1万円）に、3.15%（税抜3.00%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。申込手数料は消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。

「自動けいぞく投資コース」（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、無手数料とします。

なお、申込手数料の照会先は販売会社となります。



(6)【申込単位】

収益分配金の受取方法により、2つのコースがあり、申込単位が異なります。(原則として、コースを途中で変更することはできません。)

(当初元本1口 = 1円)

「分配金受取コース」(販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。)

1万口単位または1万円以上1円単位です。

「自動けいぞく投資コース」

1万円以上1円単位です。

なお、「自動けいぞく投資コース」について、販売会社によっては、定期引出契約\*を締結することができる場合があります。

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」(販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。)に関する契約\*を締結することができる場合があります。その場合は、当該契約で規定する申込単位となります。

\* 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合あるいは申込単位が異なる場合があります。

なお、それぞれの販売会社の取扱いコースおよび申込単位の照会先は当該販売会社となります。

「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、1円単位とします。

(7)【申込期間】

当初申込期間：平成21年9月7日から平成21年9月25日までです。

継続申込期間：平成21年9月28日から平成22年10月20日までです。

取得申込みの受付は、日本における販売会社の営業日に限り行われます。

ただし、シンガポールの銀行、シンガポール取引所、香港の銀行、香港取引所のいずれかが休業日の場合には、申込みはできません。

\* 申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

(8)【申込取扱場所】

販売会社で申込みの取扱いを行います。

販売会社の照会先は以下の通りです。

国際投信投資顧問株式会社

電話番号：0120-759311(フリーダイヤル)

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

ホームページ アドレス：<http://www.kokusai-am.co.jp>

(9)【払込期日】

当初申込期間

取得申込者は、当初申込期間中に申込代金(申込金額(1円×申込口数)に、申込手数料(消費税等相当額を含みます。))を加算した額を販売会社に支払うものとし、

当初申込期間に係る発行価額の総額は、当初設定日(平成21年9月28日)に、販売会社により、国際投信投資顧問株式会社(信託契約に係る委託者であり、以下「委託会社」といいます。))の指定する口座を経由して、株式会社りそな銀行(信託契約に係る受託者であり、以

下「受託会社」といいます。)のファンドに係る口座に払込まれます。

なお、ファンドは、当初設定日に販売会社における当初申込期間に係る申込金額の総額を受入れます。また、委託会社による自己設定を行う場合があります。

#### 継続申込期間

取得申込者は、申込代金(申込金額(取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額)に、申込手数料(消費税等相当額を含みます。)を加算した額)を販売会社が指定する期日までに払込むものとします。

取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンドに係る口座に払込まれます。

#### (10)【払込取扱場所】

前記「(8)申込取扱場所」に同じです。

申込代金は取得の申込みを行った販売会社へ払込むものとします。

#### (11)【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

#### (12)【その他】

##### 申込みの方法

取得申込みは、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の取得申込みとします。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

##### その他留意事項

a. 委託会社は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得の申込みの受付を取消すことがあります。

b. 申込代金には利息をつけません。

c. 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

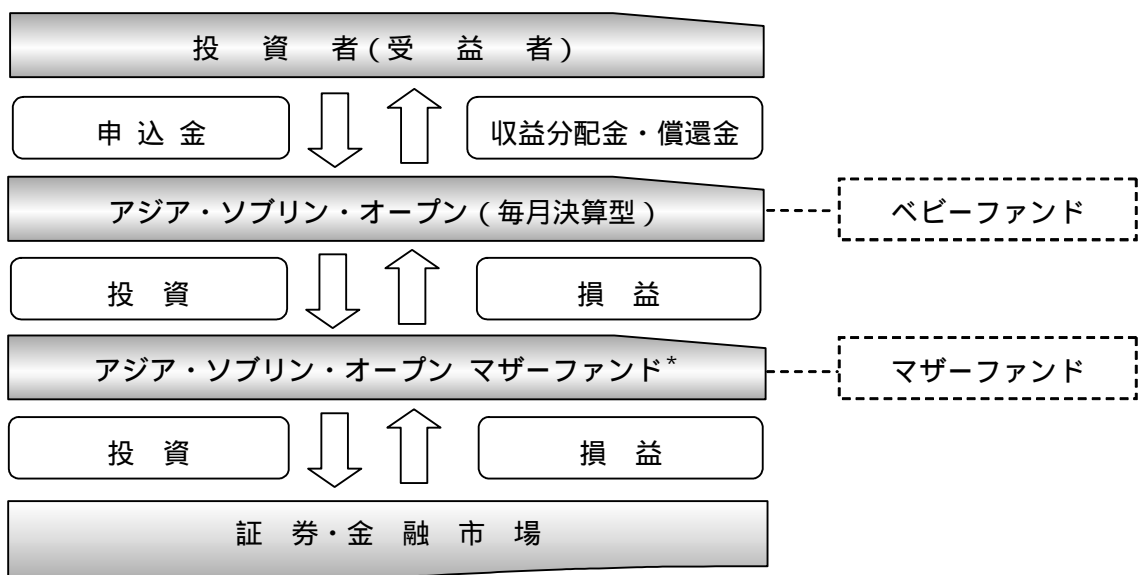
#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファミリーファンド方式\*により、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

\* ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。



\* 「アジア・ソブリン・オープン マザーファンド」については、以下「マザーファンド」または「親投資信託」という場合があります。

信託金の限度額

2,000億円です。

\* 信託金の限度額は、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

基本的性格

社団法人投資信託協会による商品分類および属性区分は、以下の通りです。

商品分類表

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年6回(隔月)	欧州		
	年12回(毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))		アフリカ		
		中近東(中東)		
資産複合		エマージング		

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

該当する属性区分の定義について

その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	投資信託証券(マザーファンド)を通じて、主として債券(一般*)に投資する。 *一般とは、公債*1、社債*2、その他債券*3属性にあてはまらない全てのものをいう。
年12回(毎月)	目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
アジア	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

- \*1 公債・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- \*2 社債・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
- \*3 その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

前記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)よりご確認ください。

ファンドの特色

a. 日本を除くアジア諸国・地域のソブリン債券\*1および準ソブリン債券\*2を主要投資対象とします。

- (a) アジア・ソブリン・オープン マザーファンドの受益証券を通じて、日本を除くアジア諸国・地域のソブリン債券および準ソブリン債券を主要投資対象とします。
- (b) 日本を除くアジア諸国・地域の自国通貨建債券のほか、米ドル建債券等の外国通貨建債券にも投資します。米ドル建債券等の外国通貨建債券に投資した場合には、原則として、実質的に債券発行国の自国通貨建となるように為替取引を行います。

投資対象国・地域(2010年2月末現在)

中国、香港、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポール、スリランカ、台湾、タイ、ベトナム

投資対象国・地域は、外務省が定義する「アジア」から選定しています。

なお、資金管理目的で、上記以外のソブリン債券(米国債券等)に一部投資することもあります。

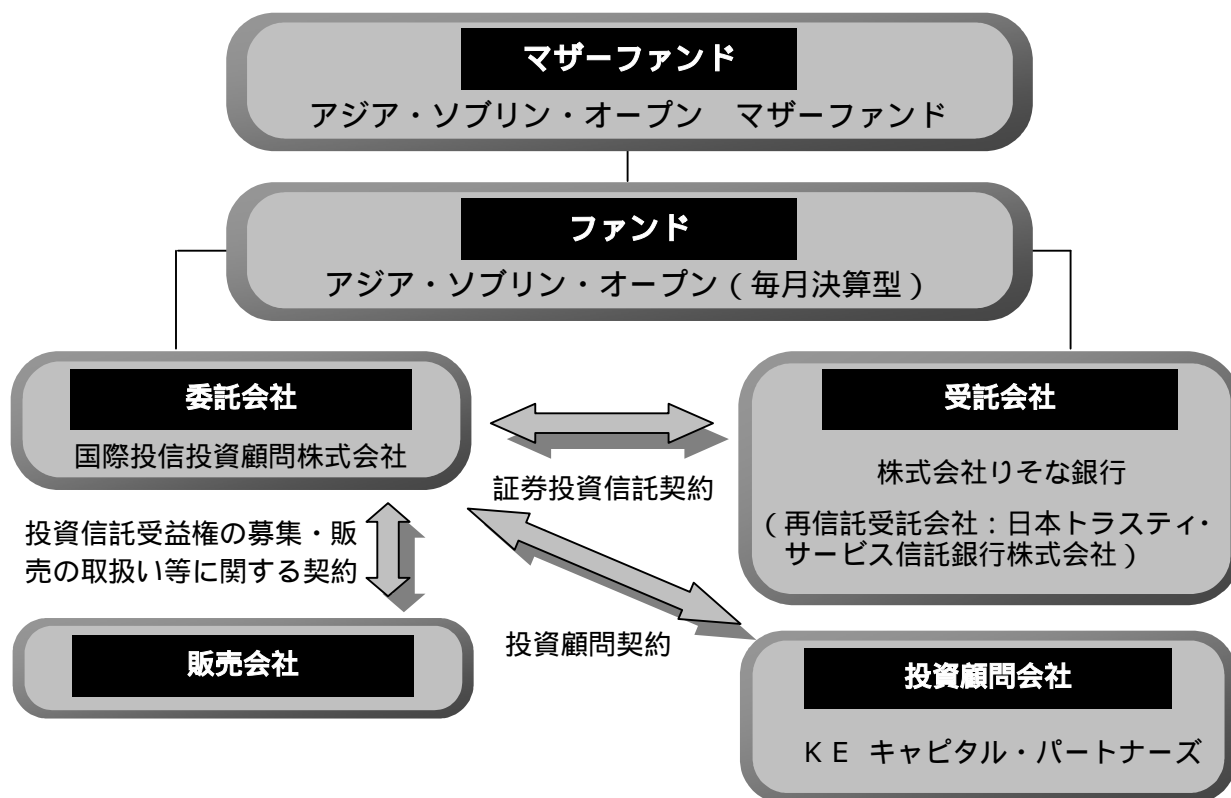
- \*1 ソブリン債券とは、各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。
- \*2 準ソブリン債券とは、政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券と

します。

- b . 実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。  
投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。
- c . K E キャピタル・パートナーズ（KE Capital Partners Pte. Ltd.）からアドバイスを  
受け、運用を行います。
- ・ K E キャピタル・パートナーズ（KE Capital Partners Pte. Ltd.）は、シンガポールに拠点を置く資産運用会社です。親会社であるキムエン・ホールディングス・リミテッド（Kim Eng Holdings Limited、以下「キムエン社」といいます。）のアジアに関する豊富な知識・経験を活用します。
  - ・ キムエン社は、Kim Eng Securities Pte. Limitedの持株会社として1989年に設立、1990年にシンガポール取引所に上場しました。現在、シンガポール、タイ、香港、インドネシア、フィリピン、ベトナム、インド、マレーシア、英国、米国に拠点を有しています。（2009年12月末現在）
- d . 毎月決算を行い、収益の分配を行います。
- ・ 毎月22日（休業日のときは翌営業日とします。）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。ただし、第1期の決算日（平成21年10月22日）は分配を行いません。第2期の決算日（平成21年11月24日）から収益分配方針に基づいて分配を行います。
  - ・ なお、基準価額水準や分配対象収益額を勘案し、委託会社が決定する額を付加して分配を行う場合があります。  
収益分配金は一定の分配金額をお約束するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

(2) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割

- a. 委託会社（国際投信投資顧問株式会社）  
信託財産の運用指図、運用報告書の作成等を行います。
- b. 受託会社（株式会社りそな銀行、再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）  
信託財産の管理業務等を行います。
- c. 投資顧問会社（KE キャピタル・パートナーズ）  
信託財産の運用に係る助言および情報提供を行います。
- d. 販売会社  
受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。

委託会社が関係法人と締結している契約の概要

- a. 証券投資信託契約（委託会社と受託会社との契約）  
証券投資信託の運用の基本方針、運営方法ならびに委託会社、受託会社および受益者との権利義務関係ならびに受益権の取扱い方法等が定められています。
- b. 投資顧問契約（委託会社と投資顧問会社との契約）  
ファンドの運用のための情報および助言等の提供についての方法ならびに投資顧問会社が受ける投資顧問報酬等が定められています。
- c. 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約（委託会社と販売会社との契約）  
受益権の募集・販売の取扱い、一部解約事務ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の受益者への支払いの取扱いに関する方法等が定められています。

委託会社の概況

- a. 資本金（平成22年2月末現在）

26億 8 千万円

b . 沿革

昭和58年 3 月 国際投信委託株式会社設立

昭和59年12月 国際投資顧問株式会社設立

平成 9 年 7 月 両社の合併により国際投信投資顧問株式会社に商号変更

c . 大株主の状況（平成22年 2 月末現在）

氏名または名称	住所	所有株式数	比率
三菱UFJ証券株式会社*	東京都千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号	4,214株	32.42%
エム・ユー・エス・ファシ リティサービス株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 2 号	1,427株	10.97%
株式会社野村総合研究所	東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 5 号	1,400株	10.77%

\* 三菱UFJ証券株式会社は、平成 2 2 年 4 月 1 日をもって「三菱UFJ証券ホールディングス株式会社」と商号変更されております。

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

基本方針

ファンド	マザーファンド
ファミリーファンド方式により、日本を除くアジア諸国・地域のソブリン債券および準ソブリン債券を中心に投資を行い、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。	日本を除くアジア諸国・地域のソブリン債券および準ソブリン債券を中心に投資を行い、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

投資態度

ファンド	マザーファンド
<p>a . マザーファンドを主要投資対象とします。</p> <p>b . マザーファンドを通じて、日本を除くアジア諸国・地域のソブリン債券および準ソブリン債券を中心に投資を行います。</p> <p>c . ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の範囲内で行います。</p> <p>( a ) ソブリン債券以外への実質投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の35%以内とします。</p> <p>( b ) 同一企業が発行する債券への実質投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>( c ) 同一国・地域が発行する債券への実質投資は、取得時において、信託財産の</p>	<p>a . 日本を除くアジア諸国・地域のソブリン債券および準ソブリン債券を中心に投資を行います。</p> <p>b . ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の範囲内で行います。</p> <p>( a ) ソブリン債券以外への投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の35%以内とします。</p> <p>( b ) 同一企業が発行する債券への投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>( c ) 同一国・地域が発行する債券への投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の35%以内とします。</p> <p>c . 債券（ソブリン債券および準ソブリン</p>



<p>純資産総額の35%以内とします。</p> <p>d . 債券（ソブリン債券および準ソブリン債券）の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。</p> <p>e . 実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。</p> <p>f . 重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、委託者の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。</p> <p>g . 投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。</p>	<p>債券）の組入比率は、原則として高位を保ちます。</p> <p>d . 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。</p> <p>e . 重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、委託者の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。</p> <p>f . 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。</p>
--	--

運用の形態等

ファミリーファンド方式により運用を行います。

(2)【投資対象】

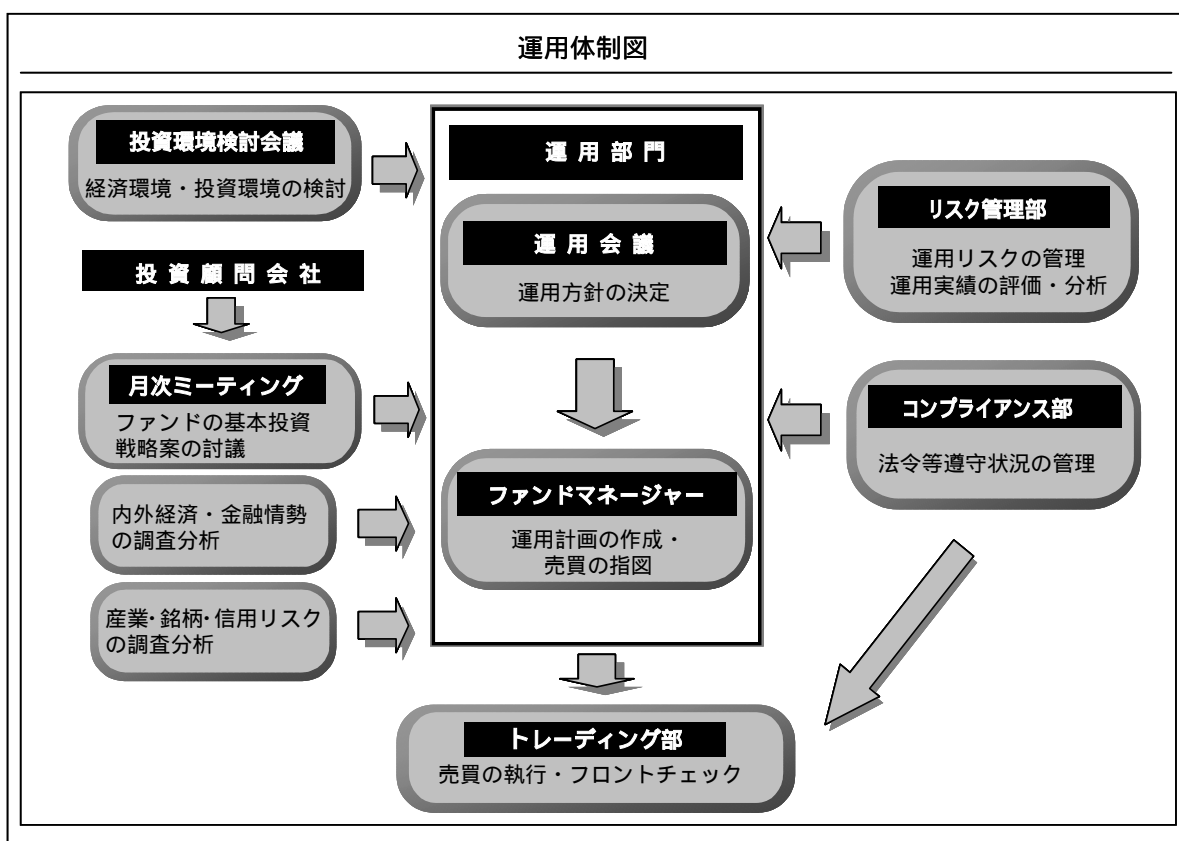
ファンド	マザーファンド
<p>アジア・ソブリン・オープン マザーファンドの受益証券を通じて、日本を除くアジア諸国・地域のソブリン債券および準ソブリン債券を主要投資対象とします。</p> <p>* くわしくは、信託約款を参照してください。</p>	<p>日本を除くアジア諸国・地域のソブリン債券および準ソブリン債券を主要投資対象とします。</p>

(3)【運用体制】

ファンドの運用に関する主な会議および組織は次の通りです。（平成22年2月末現在）

会議	役割・機能
投資環境検討会議	原則として月1回投資環境検討会議を開催し、経済環境等の長期的な構造変化や中長期的な投資環境について検討を行います。
運用会議	原則として月1回運用会議を開催し、運用方針ならびに収益分配金および収益分配金の決定に関する方針の決定を行います。

組織	役割・機能
運用部門（ファンドマネージャー）	ファンドマネージャーは運用会議に運用方針計画書を提出し承認された後、運用実施計画書を作成します。この計画に基づいて売買の指図を行い、ポートフォリオを構築します。なお、随時投資環境、投資対象ならびに資産状況について分析および検討し、ポートフォリオの見直しを行います。



**参考**

**委託会社の運用部門および関連部署の人員体制**

株式運用部	28名
債券運用部	21名
外部委託運用部	12名
運用企画部	13名
経済調査部	11名
トレーディング部	10名
リスク管理部	13名
コンプライアンス部	9名

ファンドの運用は、債券運用部が担当します。

運用体制に関する社内規則等は次の通りです。

委託会社は、「組織規程」において、ファンドの運用方針等を決定する機関として運用会議をおこななどの運用体制を定めています。ファンドマネージャー（運用担当者）の適正な行動基準の確立のために「運用担当者規則」を定めています。

関係法人に関する管理体制は次の通りです。

委託会社は、投資顧問会社の業務執行状況等に基づき、定期的に適正性を確認します。

また、受託会社については、年1回、内部統制の整備および運用状況に関する報告書を入手し、その内容の確認を行っています。

（注）組織変更等により前記の名称、人数または内容等は変更となる場合があります。

#### (4)【分配方針】

##### 収益分配方針

毎月22日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。ただし、第1期の決算日（平成21年10月22日）は分配を行いません。第2期の決算日（平成21年11月24日）から収益分配方針に基づいて分配を行います。

##### a．分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

なお、前期から繰越された分配準備積立金および収益調整金中のその他調整金は、全額分配に使用することができます。

##### b．分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）

##### c．留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

##### 収益分配金の交付

##### a．「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

##### b．「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約\*」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

\* 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

##### 収益の分配方式

##### a．信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

##### b．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

#### (5)【投資制限】

##### 信託約款に定める投資制限

##### ファンドに関する主な投資制限

##### a．親投資信託への投資

親投資信託への投資割合は、制限を設けません。

##### b．株式への投資

株式への実質投資は、転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

c . 投資信託証券への投資

投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

d . 同一銘柄の株式への投資制限

同一銘柄の株式への実質投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

e . 同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

f . 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。

\* くわしくは、信託約款を参照してください。

マザーファンドに関する主な投資制限

a . 株式への投資

株式への投資は、転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

b . 投資信託証券への投資

投資信託証券への実質投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

c . 同一銘柄の株式への投資制限

同一銘柄の株式への投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

d . 同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

e . 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資は、制限を設けません。

法令等による投資制限

同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないものとされています。

デリバティブ取引（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標

に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはならないものとされています。

- \* 平成22年2月末現在、「アジア・ソブリン・オープン（毎月決算型）」以外で「アジア・ソブリン・オープン マザーファンド」に投資を行う予定の他のファンドはありません。

### 3【投資リスク】

#### (1) ファンドおよびマザーファンドのリスク

ファンドおよびマザーファンドが有する主なリスクおよび留意点は以下の通りです。

（主なリスクおよび留意点であり、以下に限定されるものではありません。）

組入れられた有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）の値動きにより、基準価額は変動します。これらの運用による損益は、すべて受益者に帰属します。したがって元本が保証されているものではありません。

#### 為替変動リスク

ファンドは、主に日本を除くアジア諸国・地域の通貨建等の有価証券に投資します（ただし、これらに限定されるものではありません。）。外貨建資産に投資を行いますので、投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く（円安に）なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なればファンドの基準価額の下落要因となります。

なお、一部の通貨について、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引を利用する場合があります（対円での利用は行いません）。

直物為替先渡取引の取引価格は、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。

この結果、基準価額の値動きは、実際の当該通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。

#### 金利変動リスク

投資している国・地域の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、ファンドの基準価額の変動要因となります。

金利変動に伴う債券価格の変動は、デュレーション\*が長いほど大きくなります。

- \* デュレーションとは、「債券の平均回収期間」および「金利変動に対する債券価格の変動性」を意味します。

#### 信用リスク（デフォルト・リスク）

発行国・地域の債務返済能力等の変化等による格付け（信用度）の変更や変更の可能性などにより債券価格が大きく変動し、ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。一般的に、新興国の発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト（債務不履行および支払遅延）が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。

ファンドは、投資適格債（BBB格以上の債券）のほか、投資適格債の格付けを下回る

「BB格以下の債券」も投資対象とします。

#### 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

一般的に、新興国の債券は、高格付けの債券と比較して市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買ができない可能性があります。

#### カントリー・リスク

債券の発行国・地域の政治や経済、社会情勢等の変化（カントリー・リスク）により金融・証券市場が混乱して、債券価格が大きく変動する可能性があります。

新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

- a．先進国と比較して経済状況が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率などの経済状況等が著しく変化する可能性があります。
- b．政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。
- c．海外との資金移動の規制導入等の可能性があります。
- d．先進国と比較して情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。

この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

#### ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。

#### カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引、先物取引、スワップ取引、直物為替先渡取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

#### その他の主な留意点

- a．受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- b．計算期末に、基準価額水準に応じて、別に定める分配方針により分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。
- c．法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。
- d．信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金が行えないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の換金請求に制限を設ける場合があります。

## (2) 投資リスクに対する管理体制

### 委託会社におけるリスク管理体制

委託会社では、運用部門から独立した部門において、多面的にファンドの投資リスク管理を行っています。

#### トレーディング部

株式、公社債等の売買執行および発注に伴うフロントチェックを行います。

#### コンプライアンス部

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理

し、必要に応じて改善の指導を行います。

#### リスク管理部

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

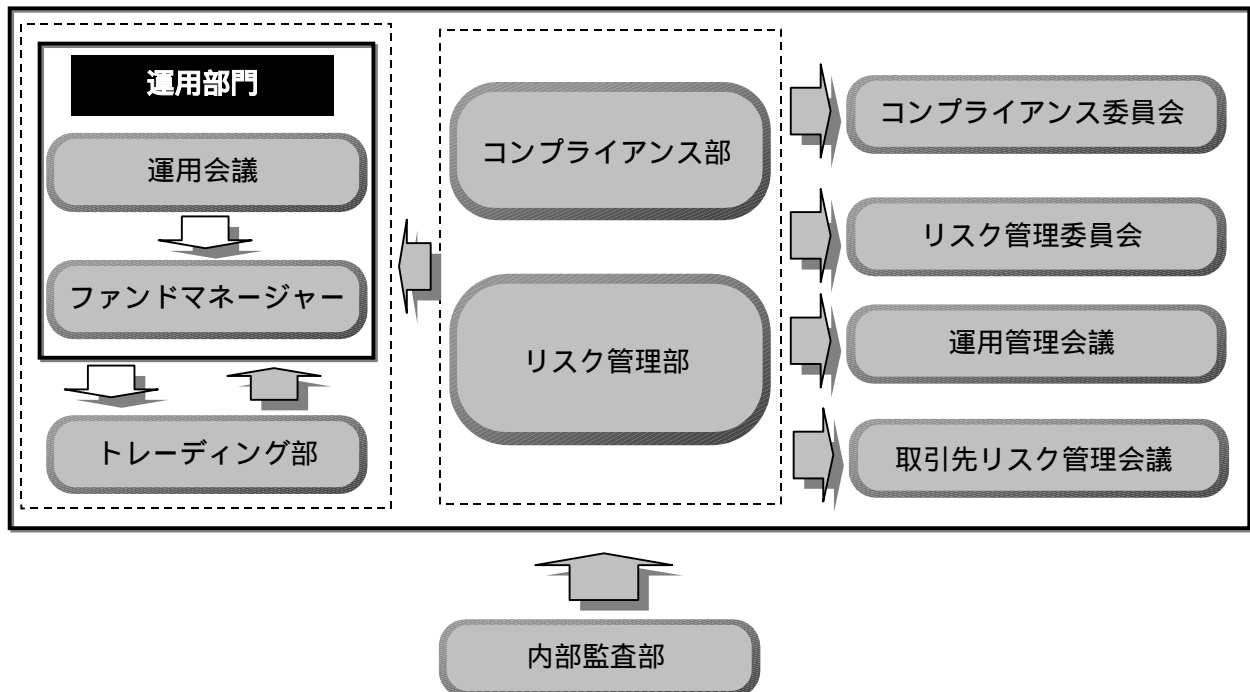
#### 内部監査部

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

この他に、投資リスク管理に関して、以下の会議体を設けています。

- \* コンプライアンス委員会（原則、毎月開催）において、信託財産の運用に係る法令等遵守状況、その他コンプライアンス上、重要な個別案件に関する審議、改善策等の検討を行っています。
- \* リスク管理委員会（原則、毎月開催）において、信託財産の運用に係る運用リスク等に関する審議、改善策の検討を行っています。
- \* 運用管理会議（原則、毎月開催）において、原則として、全ファンドの運用実績の状況を報告するとともに、必要に応じて特定のファンドに対する詳細な分析を実施し、必要な改善策等の提言を行っています。
- \* 取引先リスク管理会議（原則、四半期毎に開催）において、信託財産の運用に係る運用リスクのうち、取引相手先の決済不履行リスク（カウンターパーティー・リスク）に関する管理方針等の検討を行っています。

委託会社のリスク管理体制図



\* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

#### 4【手数料等及び税金】

取得から換金・償還までの間に直接あるいは間接的に負担となる費用・税金は以下の通りです。

時期	項目	費用・税金
<b>直接負担</b>		
申込み時	申込手数料	(手数料率) 基準価額(当初申込期間中は1万口当たり1万円)に対して 上限3.15%(税抜3.00%)
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金に対して課税されます。
換金 (解約)時	所得税および地方税	課税されます。
	換金手数料	(かかりません) 0
	信託財産留保額	基準価額に対して 0.3%
償還時	所得税および地方税	課税されます。
<b>間接負担</b>		
保有時 (毎日)	信託報酬	純資産総額に対して年率1.575%(税抜1.500%)
	監査費用	純資産総額に対して年率0.0042%(税抜0.0040%)以内
	その他の費用	有価証券等の売買に関する費用・保管費用等

- \* 申込手数料、信託報酬、監査費用およびその他の費用(国内において発生するものに限り、)については、消費税等相当額を含みます。
  - \* その他の費用については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。
  - \* 前記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。
  - \* 課税の取扱いについては、「(5)課税上の取扱い」を参照してください。
- (注) 税制等が改正された場合等は、変更になる場合があります。

##### (1)【申込手数料】

手数料率：上限3.15%(税抜3.00%)
-----------------------

申込手数料は、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間中は1万口当たり1万円)に、3.15%(税抜3.00%)を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。申込手数料は消費税等相当額を含みます。

申込代金は、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間中は1万口当たり1万円)に申込口数を乗じて得た額に、販売会社が前記手数料率を上限として、それぞれ別に定める率を乗じて得た申込手数料(消費税等相当額を含みます。)を加えた額となります。

「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、無手数料とします。

なお、申込手数料の照会先は販売会社となります。

##### (2)【換金(解約)手数料】

かかりません。

ただし、信託財産留保額として、解約の受付日の翌営業日の基準価額の0.3%が差引かれます。

##### (3)【信託報酬等】

- a. 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年



1.575%（税抜1.500%）の率を乗じて得た額とします。

b．信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。信託報酬の平成22年2月末現在の料率、支払先および配分は、以下の通りです。

信託報酬率	委託会社	受託会社	販売会社
年1.575% （税抜1.500%）	年0.903% （税抜0.860%）	年0.042% （税抜0.040%）	年0.630% （税抜0.600%）

\* 信託報酬は消費税等相当額を含みます。

なお、委託会社の信託報酬には、投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。

#### (4) 【その他の手数料等】

##### 信託事務の諸費用

a．信託財産に関する租税、監査費用（消費税等相当額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

b．信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率（年0.0042%（税抜0.0040%））以内の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

##### 売買・保管等に要する費用

信託財産の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

##### 資金の借入れ

一部解約金の支払資金等に不足額が生じて資金借入れの指図をする場合は、借入金の利息は信託財産中より支弁します。

##### その他

マザーファンドに係る売買・保管等に要する費用につきましても、マザーファンドにおける信託財産が負担するものとします。

\* 売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

(注) 手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

#### (5) 【課税上の取扱い】

\* 以下の内容は平成22年4月1日現在の税制であり、税制が改正された場合等は、変更になることがあります。

\* 買取制度につきましては、販売会社に確認してください。

\* 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認してください。

## 個人の受益者に対する課税

期間	対象	課税対象	所得の種類	税率等
平成23年 12月31日 まで	収益分配金	普通分配金	配当所得	源泉徴収（申告不要）10% （所得税7% 地方税3%）
	一部解約金 償還金	譲渡益	譲渡所得	申告分離課税* 10% （所得税7% 地方税3%）
平成24年 1月1日 以降	収益分配金	普通分配金	配当所得	源泉徴収（申告不要）20% （所得税15% 地方税5%）
	一部解約金 償還金	譲渡益	譲渡所得	申告分離課税* 20% （所得税15% 地方税5%）

\* 原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合は、源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。

- 1 収益分配金に対する課税は、確定申告を行うことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。
- 2 配当控除の適用はありません。

## 法人の受益者に対する課税

	所得税法上の対象額	税率等
収益分配金	普通分配金額	平成23年12月31日までは源泉徴収7%（所得税）
一部解約金	解約価額の個別元本超過額	
償還金	償還価額の個別元本超過額	平成24年1月1日以降は源泉徴収15%（所得税）

税額控除制度が適用されます。なお、法人税の益金不算入制度は適用されません。  
その他詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## 個別元本について

- a. 受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（消費税等相当額を含みます。）は含まれていません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c. 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には、販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- d. 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

## 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際は、

- a. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- b. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

## 5【運用状況】

### (1)【投資状況】

(平成22年2月26日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	5,816,663,719	99.70
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		17,667,371	0.30
合計(純資産総額)		5,834,331,090	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (参考) アジア・ソブリン・オープン マザーファンド 投資状況

(平成22年2月26日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)	
公社債		5,633,184,179	96.84	
国債証券	中国(香港)	67,182,912	1.16	
	シンガポール	187,488,179	3.22	
	マレーシア	491,829,303	8.46	
	タイ	433,033,074	7.45	
	フィリピン	415,134,236	7.14	
	インドネシア	842,263,513	14.48	
	韓国	806,883,397	13.87	
	台湾	138,098,443	2.37	
	インド	761,562,018	13.09	
	スリランカ	164,282,196	2.82	
	小計	4,307,757,271	74.06	
	特殊債券	シンガポール	182,155,584	3.13
		マレーシア	204,278,152	3.51
		フィリピン	324,309,845	5.57
		韓国	103,715,190	1.78
		インド	195,801,923	3.37
		中国	95,920,024	1.65
		国際機関	219,246,190	3.77
		小計	1,325,426,908	22.78
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		183,713,763	3.16	
合計(純資産総額)		5,816,897,942	100.00	

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

\* その他の資産として下記の通り為替予約取引及び直物為替先渡取引を利用しております。

(平成22年2月26日現在)

取引所	種類 / 名称等	簿価 (円)	時価 (円)	投資比率 (%)
市場取引 以外の取引	為替予約取引			
	買建			
	アメリカ・ドル	165,724,500	165,427,000	2.84
	シンガポール・ドル	178,018,400	177,604,000	3.05
	売建			
	アメリカ・ドル	178,455,000	178,800,000	3.07
	直物為替先渡取引			
	買建			
	インド・ルピー	187,803,000	187,225,739	3.22
	中国元	89,430,000	89,432,416	1.54
	マレーシア・リングギ	196,746,000	197,046,813	3.39
韓国ウォン	98,373,000	97,882,023	1.68	
フィリピン・ペソ	302,992,186	303,692,011	5.22	

(注1) 時価の算定方法

為替予約取引

原則として、計算日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。

直物為替先渡取引

原則として時価で評価しております。

(注2) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(全銘柄)

(平成22年2月26日現在)

順位	銘柄名	種類	国/ 地域	総口数(口)	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	アジア・ソブリン・ オープン マザーファンド	親投資信託 受益証券	日本	5,532,829,563	1.0760	5,953,607,266	1.0513	5,816,663,719	99.70

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

(注2) 親投資信託受益証券の帳簿価額単価及び評価額単価は、1口当たりの値です。

種類別投資比率

(平成22年2月26日現在)

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	99.70
合計		99.70

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) アジア・ソブリン・オープン マザーファンド  
 投資有価証券の主要銘柄  
 (評価額上位30銘柄)

(平成22年2月26日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	通貨	券面総額	帳簿価額		評価額			利率 (%)	償還期限	投資比率 (%)
						単価	金額	単価	金額	金額 (円)			
1	韓国	国債証券	KOREA TREASURY BD '130910	韓国ウォン	10,000,000,000	103.27	10,327,235,100.00	104.24	10,424,850,100.00	806,883,397	5.75	2013年9月10日	13.87
2	マレーシア	国債証券	MALAYSIAN GOVT '140430	マレーシア・リンギ	14,000,000	105.52	14,773,160.00	105.14	14,720,538.00	386,708,533	5.094	2014年4月30日	6.64
3	インド	国債証券	INDIA GOVT BOND '160817	インド・ルピー	200,000,000	98.23	196,476,600.00	97.07	194,145,400.00	380,524,984	7.02	2016年8月17日	6.54
4	インドネシア	国債証券	INDONESIA GOVT '130315	インドネシア・ルピア	30,000,000,000	112.45	33,735,000,000.00	111.83	33,549,870,000.00	325,433,739	12.5	2013年3月15日	5.59
5	インドネシア	国債証券	INDONESIA GOVT '170715	インドネシア・ルピア	30,000,000,000	105.24	31,574,200,000.00	105.19	31,557,840,000.00	306,111,048	10	2017年7月15日	5.26
6	タイ	国債証券	THAILAND GOVT '180313	タイ・バーツ	90,000,000	108.35	97,516,071.20	108.61	97,753,320.00	263,933,964	5.125	2018年3月13日	4.53
7	フィリピン	特殊債券	POWER SECTOR '241202	アメリカ・ドル	2,500,000	102.96	2,574,005.00	102.35	2,558,790.00	228,832,589	7.39	2024年12月2日	3.93
8	フィリピン	国債証券	PHILIPPINE GOVT '160904	フィリピン・ペソ	100,000,000	110.26	110,261,300.00	110.30	110,307,500.00	213,996,550	9.125	2016年9月4日	3.67
9	インド	国債証券	INDIA GOVT BOND '141020	インド・ルピー	100,000,000	100.72	100,727,900.00	100.04	100,040,300.00	196,078,988	7.32	2014年10月20日	3.37
10	国際機関	特殊債券	EUROPEAN INVT BK '150222	インドネシア・ルピア	15,000,000,000	99.00	14,850,000,000.00	98.45	14,767,500,000.00	143,244,750	7.25	2015年2月22日	2.46
11	台湾	国債証券	TAIWAN GOVT '190909	新台湾ドル	50,000,000	98.89	49,445,650.00	98.99	49,497,650.00	138,098,443	1.375	2019年9月9日	2.37
12	スリランカ	国債証券	SRI LANKA GOVT '110301	スリランカ・ルピー	150,000,000	105.87	158,806,200.00	105.19	157,793,400.00	123,078,852	15.5	2011年3月1日	2.11
13	フィリピン	国債証券	PHILIPPINE GOVT '160127	フィリピン・ペソ	60,000,000	99.70	59,820,720.00	99.72	59,836,500.00	116,082,810	7	2016年1月27日	1.99
14	タイ	国債証券	THAILAND GOVT '161118	タイ・バーツ	40,000,000	102.89	41,156,043.20	102.54	41,016,280.00	110,743,956	4.125	2016年11月18日	1.90
15	インド	特殊債券	INDIAN OIL CORP '150122	アメリカ・ドル	1,200,000	101.20	1,214,400.00	100.52	1,206,308.40	107,880,160	4.75	2015年1月22日	1.85
16	マレーシア	特殊債券	PETRONAS REGS '220522	アメリカ・ドル	1,000,000	122.00	1,220,089.00	119.70	1,197,091.00	107,055,848	7.875	2022年5月22日	1.84
17	インドネシア	国債証券	INDONESIA GOVT '141015	インドネシア・ルピア	10,000,000,000	110.00	11,000,350,000.00	109.79	10,979,330,000.00	106,499,501	11	2014年10月15日	1.83
18	インドネシア	国債証券	INDONESIA GOVT '121215	インドネシア・ルピア	10,000,000,000	108.04	10,804,540,000.00	107.44	10,744,250,000.00	104,219,225	11	2012年12月15日	1.79

19	韓国	特殊債券	EXP-IMP BK KOREA '140121	アメリカ・ドル	1,000,000	115.61	1,156,150.00	115.97	1,159,736.00	103,715,190	8.125	2014年1月21日	1.78
20	マレーシア	特殊債券	PENERBANGAN MY BD '160315	アメリカ・ドル	1,000,000	108.94	1,089,400.00	108.71	1,087,133.00	97,222,304	5.625	2016年3月15日	1.67
21	シンガポール	国債証券	SINGAPORE GOVT '270301	シンガポール・ドル	1,500,000	102.67	1,540,050.00	101.03	1,515,570.00	96,208,383	3.5	2027年3月1日	1.65
22	中国	特殊債券	EXP-IMP BK CHINA '150721	アメリカ・ドル	1,000,000	107.55	1,075,540.00	107.25	1,072,571.00	95,920,024	4.875	2015年7月21日	1.64
23	フィリピン	特殊債券	NATIONAL POWER CO '161102	アメリカ・ドル	1,000,000	107.62	1,076,275.00	106.76	1,067,620.00	95,477,256	6.875	2016年11月2日	1.64
24	シンガポール	特殊債券	TEMASEK FINANCIAL '150921	アメリカ・ドル	1,000,000	105.87	1,058,750.00	105.32	1,053,289.00	94,195,635	4.5	2015年9月21日	1.61
25	インド	国債証券	INDIA GOVT BOND '150608	インド・ルピー	50,000,000	96.13	48,066,300.00	95.59	47,796,200.00	93,680,552	6.49	2015年6月8日	1.61
26	シンガポール	国債証券	SINGAPORE GOVT '180901	シンガポール・ドル	1,300,000	111.87	1,454,323.00	110.61	1,437,930.00	91,279,796	4	2018年9月1日	1.56
27	インド	国債証券	INDIA GOVT BOND '190713	インド・ルピー	50,000,000	94.67	47,336,200.00	93.14	46,570,150.00	91,277,494	6.9	2019年7月13日	1.56
28	シンガポール	特殊債券	TEMASEK FINANCIAL '191025	アメリカ・ドル	1,000,000	99.08	990,893.00	98.35	983,562.00	87,959,949	4.3	2019年10月25日	1.51
29	インド	特殊債券	EX-IM BK OF IND '150202	アメリカ・ドル	1,000,000	98.42	984,200.00	98.31	983,135.00	87,921,763	4.375	2015年2月2日	1.51
30	フィリピン	国債証券	PHILIPPINE GOVT '130303	フィリピン・ペソ	40,000,000	108.22	43,288,185.81	109.60	43,842,720.00	85,054,876	8.75	2013年3月3日	1.46

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

#### 種類別投資比率

(平成22年2月26日現在)

国内 / 外国	種類	投資比率 (%)
外国	国債証券	74.06
	特殊債券	22.78
合計		96.84

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。



投資不動産物件  
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(平成22年2月26日現在)

取引所	種類 / 名称等	簿価 (円)	時価 (円)	投資比率 (%)
市場取引 以外の取引	為替予約取引			
	買建			
	アメリカ・ドル	165,724,500	165,427,000	2.84
	シンガポール・ドル	178,018,400	177,604,000	3.05
	売建			
	アメリカ・ドル	178,455,000	178,800,000	3.07
	直物為替先渡取引			
	買建			
	インド・ルピー	187,803,000	187,225,739	3.22
	中国元	89,430,000	89,432,416	1.54
	マレーシア・リングギ	196,746,000	197,046,813	3.39
韓国ウォン	98,373,000	97,882,023	1.68	
フィリピン・ペソ	302,992,186	303,692,011	5.22	

(注1) 時価の算定方法

為替予約取引

原則として、計算日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。

直物為替先渡取引

原則として時価で評価しております。

(注2) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成22年2月26日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間（平成22年1月22日）	4,922	5,008	10,357	10,537
平成21年9月末日	3,063		10,082	
平成21年10月末日	3,156		10,234	
平成21年11月末日	3,120		9,933	
平成21年12月末日	4,125		10,444	
平成22年1月末日	5,200		10,256	
平成22年2月末日	5,834		10,204	

（注1）分配付純資産総額は、各特定期間末の元本額に、各特定期間（6ヵ月毎）に支払われた1口当たりの分配付基準価額を乗じて算出しております。

（注2）基準価額は1単位（1万口）当たりの純資産総額です。

【分配の推移】

	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1特定期間	自 平成21年9月28日 至 平成22年1月22日	180

【収益率の推移】

	計算期間	収益率（%）
第1特定期間	自 平成21年9月28日 至 平成22年1月22日	5.4
	自 平成22年1月23日 至 平成22年2月26日	1.5

（注）収益率とは、各特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落）を基準とした、各特定期間末の基準価額（分配付）の上昇（または下落）率をいいます。

なお、第1特定期間の収益率は、額面価額を基準に算出しています。

## 6【手続等の概要】

### (1) 申込（販売）手続等

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の取得申込みとします。

ただし、シンガポールの銀行、シンガポール取引所、香港の銀行、香港取引所のいずれかが休業日の場合には、取得の申込みはできません。（販売会社または委託会社において確認することができます。）

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

#### 申込単位

（当初元本1口＝1円）

##### a．「分配金受取コース」

1万口単位または1万円以上1円単位です。

##### b．「自動けいぞく投資コース」

1万円以上1円単位です。

ただし、「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、1円単位とします。

販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合あるいは申込単位が異なる場合があります。

なお、それぞれの販売会社の取扱いコースおよび申込単位の照会先は当該販売会社となります。

#### 申込手数料

手数料率：上限3.15%（税抜3.00%）
-----------------------

申込手数料は、消費税等相当額を含みます。

「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、無手数料とします。

なお、申込手数料の照会先は販売会社となります。

#### 申込代金

取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1万口当たり1万円）に申込口数を乗じて得た額に、前記手数料率を乗じて得た申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加えた額が申込代金となります。

#### 払込期日

取得申込者は、申込代金を販売会社が指定する期日までに払込むものとします。

### (2) 換金（解約）手続等

換金（解約）の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。換金請求が行われ、かつ当該換金請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の換金請求とします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。ただし、シンガポールの銀行、シンガポール取引所、香港の銀行、香港取引所のいずれか休業日の場合には、換金の請求はできません。（販売会社または委託会社において確認することができます。）

なお、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金請求の受付を中止することおよびすでに受付けた換金請求の受付を取消すことがあります。換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとし、当該計算日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。

解約価額は、販売会社において確認できます。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るファンドの一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

解約単位

販売会社が定める単位とします。

解約価額

解約の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。

解約手数料

かかりません。

信託財産留保額

解約の受付日の翌営業日の基準価額の0.3%とします。

支払日

解約代金は、原則として解約の受付日から起算して6営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

大口解約の制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える解約は行えないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

## 7【管理及び運営の概要】

### (1) 資産の評価

基準価額の算出方法

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。（ただし、便宜上1万口当たり換算した価額で表示することがあります。）

\* 基準価額 = 純資産総額 ÷ 受益権総口数

ファンドの主な投資対象の評価方法

a . 親投資信託受益証券

計算日の基準価額で評価します。

b. 公社債等

以下のいずれかの方法で評価します。

(a) 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値)

(b) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除きます。)

(c) 価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

c. 外貨建資産

外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値をもとに評価します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額の算出頻度

委託会社の毎営業日において算出されます。

基準価額の照会方法

基準価額の照会先は、販売会社または以下の通りです。

国際投信投資顧問株式会社

電話番号：0120-759311(フリーダイヤル)

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

ホームページアドレス：<http://www.kokusai-am.co.jp>

(2) 信託期間

平成21年9月28日以降、無期限とします。

(3) 計算期間

毎月23日から翌月22日までとします。(ただし、第1計算期間は平成21年9月28日から平成21年10月22日までとなります。)

ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

(4) その他

ファンドの償還条件等

a. 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

b. 委託会社は、一部解約により受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

c. 委託会社は、信託の終了について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

d. c. の書面決議において、受益者(委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受

益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下d.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- e. c. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- f. c. からe. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であってc. からe. までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。
- g. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- h. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- i. 監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、のb. に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- j. 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、a. からg. までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、a. の事項(a. の変更にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. b. の書面決議において、受益者(委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下c. において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. b. からe. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録

により同意の意思表示をしたときは適用しません。

g . a . から f . までの規定にかかわらず、ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。

#### 反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な約款変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

#### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 運用報告書

委託会社は、6ヵ月毎（毎年1月および7月の決算日を基準とします。）および償還時に、運用経過等を記載した運用報告書を作成し、かつ販売会社を經由して知れている受益者に交付します。なお、当該運用報告書は委託会社等のホームページにおいても受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

また、運用報告書を補完することを目的として、週次または月次に運用状況等を記載した情報提供資料を作成し、ホームページ等において受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

## 第2【財務ハイライト情報】

以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。

ファンドの財務諸表は、新日本有限責任監査法人による監査を受けており、監査報告書は有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「財務諸表」に添付されています。

### 1【貸借対照表】

区分	第1 特定期間末 (平成22年 1月22日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	52,072,437
親投資信託受益証券	4,906,150,357
未収利息	142
流動資産 合計	4,958,222,936
資産合計	4,958,222,936
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	28,518,008
未払解約金	1,035,834
未払受託者報酬	154,339
未払委託者報酬	5,633,308
その他未払費用	15,422
流動負債 合計	35,356,911
負債合計	35,356,911
純資産の部	
元本等	
元本	
元本	4,753,001,420
剰余金	
期末剰余金	169,864,605
(分配準備積立金)	(106,314,539)
純資産合計	4,922,866,025
負債・純資産合計	4,958,222,936



## 2【損益及び剰余金計算書】

区分	第1 特定期間 自 平成21年 9月28日 至 平成22年 1月22日
	金額（円）
営業収益	
受取利息	3,856
有価証券売買等損益	185,567,318
営業収益合計	185,571,174
営業費用	
受託者報酬	469,633
委託者報酬	17,141,629
その他費用	47,268
営業費用合計	17,658,530
営業利益金額	167,912,644
経常利益金額	167,912,644
当期純利益金額	167,912,644
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	641,948
期首剰余金	
剰余金増加額	72,767,978
当期追加信託に伴う剰余金増加額	72,767,978
剰余金減少額	902,589
当期一部解約に伴う剰余金減少額	902,589
分配金	69,271,480
期末剰余金	169,864,605

### 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第1 特定期間 自 平成21年 9月28日 至 平成22年 1月22日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの特定期間は、平成21年 9月28日（設定日）から平成22年 1月22日までとなっております。

### 第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

- 1 投資信託受益証券の名義書換等  
該当事項はありません。
- 2 受益者等名簿  
該当事項はありません。
- 3 受益者等に対する特典  
該当事項はありません。
- 4 内国投資信託受益証券の譲渡制限  
該当事項はありません。

(注) ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

#### 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、

当該申請のある場合には、当該振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし、ただし、当該振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとし、

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めた場合またはやむをえない事情があると判断した場合は、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし、

#### 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支

払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

#### 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

## 第4【ファンドの詳細情報の項目】

金融商品取引法第13条第2項第2号に規定する詳細情報を記載した目論見書（投資信託説明書（請求目論見書））に記載している項目の一覧は次の通りです。

なお、当該内容は金融庁のE D I N E T（電子開示システム）および委託会社のホームページで閲覧することができます。

### 第1 ファンドの沿革

### 第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

### 第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
  - (1) 資産の評価
  - (2) 保管
  - (3) 信託期間
  - (4) 計算期間
  - (5) その他
- 2 受益者の権利等

### 第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
  - (1) 貸借対照表
  - (2) 損益及び剰余金計算書
  - (3) 注記表
  - (4) 附属明細表
- 2 ファンドの現況

#### 純資産額計算書

資産総額

負債総額

純資産総額（ - ）

発行済数量

1 単位当たり純資産額（ / ）

### 第5 設定及び解約の実績

アジア・ソブリン・オープン（毎月決算型）

信託約款

国際投信投資顧問株式会社

## アジア・ソブリン・オープン（毎月決算型）

### - 運用の基本方針 -

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、ファミリーファンド方式により、日本を除くアジア諸国・地域のソブリン債券（国債、政府保証債等をいいます。）および準ソブリン債券（政府の出資比率が 50%を超えている企業の発行する債券をいいます。）を中心に投資を行い、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

アジア・ソブリン・オープン マザーファンド（以下、この運用の基本方針において「親投資信託」といいます。）の受益証券を通じて、日本を除くアジア諸国・地域のソブリン債券および準ソブリン債券を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

親投資信託受益証券を主要投資対象とします。

親投資信託受益証券を通じて、日本を除くアジア諸国・地域のソブリン債券および準ソブリン債券を中心に投資を行います。

ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の範囲内で行います。

イ. ソブリン債券以外への実質投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の 35%以内とします。

ロ. 同一企業が発行する債券への実質投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

ハ. 同一国・地域が発行する債券への実質投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の 35%以内とします。

債券（ソブリン債券および準ソブリン債券）の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

実質外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行いません。

重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、委託者の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

#### 3. 投資制限

(1) 親投資信託への投資割合は、制限を設けません。

(2) 株式への実質投資は、転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

(3) 投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

(4) 同一銘柄の株式への実質投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

(5) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

(6) 有価証券先物取引等は、約款第 23 条の範囲で行います。

(7) スワップ取引は、約款第 24 条の範囲で行います。

(8) 直物為替先渡取引は、約款第 32 条の範囲で行います。

(9) 外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。

#### 4. 収益分配方針

毎月 22 日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。

ただし、第1期の決算時には原則として分配を行いません。

(1) 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

(2) 分配対象収益についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。(ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。)

(3) 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、国際投信投資顧問株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条第 1 項および第 2 項ならびに第 33 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 3 条 委託者は、金 500 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 2,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 51 条第 1 項および第 2 項、第 52 条第 1 項、第 53 条第 1 項および第 55 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 6 条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定により生じた受益権については、500 億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、受託者との協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 29 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国に



おける当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第 31 条に規定する外国予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

( 信託日時の異なる受益権の内容 )

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

( 受益権の帰属と受益証券の不発行 )

第 11 条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

( 受益権の設定に係る受託者の通知 )

第 12 条 受託者は、第 3 条の規定により生じた受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

( 受益権の申込単位および価額 )

第 13 条 委託者の指定する販売会社（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 口単位の委託者の指定する販売会社が定める単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

前項の規定にかかわらず、同項の取得申込日がシンガポールの銀行、シンガポール取引所、香港の銀行、香港取引所のいずれかが休業日の場合には、受益権の取得申込みの受付は行いません。

第 1 項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込総金額（第 4 項の受益権の取得価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

第 1 項の場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者の指定する販売会社がそれぞれ独自に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1 口につき 1 円に、委託者の指定する販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

第 4 項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社は、第 47 条第 2 項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを申出た取得申込者に対しては、1 円単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。この場合の受益権の取得価額は、決算日の基準価額とします。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止

することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、同項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、同項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

1. 有価証券
2. デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条ないし第25条および第32条に定めるものに限ります。)に係る権利
3. 約束手形
4. 金銭債権

(運用の指図範囲等)

第17条 委託者は、信託金を、主として、国際投信投資顧問株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結されたアジア・ソブリン・オープン マザーファンド(以下「親投資信託」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 転換社債の転換請求および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限ります。)の行使により取得した株券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第14号の証券のうち投資法人債券および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第6号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、信託財産に属する株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

委託者は、信託財産に属する投資信託証券（親投資信託を除きます。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（利害関係人等との取引等）

第18条 委託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第33条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条ないし第25条、第27条ないし第29条、第31条、第32条および第36条ないし第38条に掲げる取引

その他これらに類する行為を行うことができます。

受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条ないし第25条、第27条ないし第29条、第31条、第32条および第36条ないし第38条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等、当該取引および当該行為を行うことができます。

前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

#### (運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指図を行います。

#### (投資する株式の範囲)

第20条 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

#### (同一銘柄の株式への投資制限)

第21条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### (信用取引の指図範囲)

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券

#### (先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。(以下同じ。)

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第6号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額と親投資信託の信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が、取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第6号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第6号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### （スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部

の解約を指図するものとします。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲)

第 25 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で、全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額と、親投資信託の信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産に係るヘッジ対象とする外貨建資産（以下本項において「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。）の時価総額と、親投資信託の信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

前項において親投資信託の信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、親投資信託の信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 26 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 27 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の範囲内で貸付の指図をすることができます。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

第 28 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

第 29 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

第 1 項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 30 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第 31 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。なお、外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(直物為替先渡取引の運用指図・目的)

第 32 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。なお、直物為替先渡取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額等で評価するものとします。

委託者は、直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

( 信託業務の委託等 )

第 33 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの( 受託者の利害関係人を含みます。 ) を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が同項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者( 受託者の利害関係人を含みます。 ) に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

( 混蔵寄託 )

第 34 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等( 金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。 ) から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

( 信託財産の登記等および記載等の留保等 )

第 35 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産( 金銭を除きます。 ) については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

( 有価証券売却等の指図 )

第 36 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求、有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

( 再投資の指図 )

第 37 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

( 資金の借入れ )



第 38 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日から翌営業日までの間とし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 39 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 40 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めま

す。

（信託の計算期間）

第 41 条 この信託の計算期間は、毎月 23 日から翌月 22 日までとします。ただし、第 1 計算期間は平成 21 年 9 月 28 日から平成 21 年 10 月 22 日までとします。

前項にかかわらず、同項の原則により計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第 42 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第 43 条 信託財産に関する租税、会計監査費用（消費税等相当額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に係る会計監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、第 41 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁しま

す。

( 信託報酬等の総額 )

第 44 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 41 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 1 万分の 150 の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

( 収益の分配方式 )

第 45 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該諸経費、信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該諸経費、信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補った後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

( 収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責 )

第 46 条 受託者は、収益分配金については第 47 条第 1 項に規定する支払開始日および第 47 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第 47 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第 49 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第 47 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

( 収益分配金、償還金および一部解約金の支払い )

第 47 条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。)による契約(以下「別に定める契約」といいます。)に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、第 49 条第 1 項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該

受益者に支払います。

前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第48条 受益者が、収益分配金については第47条第1項に規定する委託者の指定する日から5年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金については第47条第3項に規定する委託者の指定する日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第49条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、委託者の指定する販売会社が定める単位（別に定める契約に係る受益権または委託者の指定する販売会社に帰属する受益権については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がシンガポールの銀行、シンガポール取引所、香港の銀行、香港取引所のいずれかが休業日の場合には、当該請求はできないものとします。

委託者は、第1項の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生したとき等には、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。

前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第50条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

（信託契約の解約）

第51条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

委託者は、前2項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当

該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第3項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第52条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第56条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第53条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第56条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第54条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第55条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第56条の規定にしたがい新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第56条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託者は、前項の事項(同項の変更にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を

有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第 2 項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは適用しません。

前各項の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の信託との併合を行うことはできません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 57 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(反対者の買取請求権)

第 58 条 第 51 条に規定する信託契約の解約または第 56 条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公告)

第 59 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 60 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 47 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 2 条 第 25 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 25 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本

として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第32条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

前記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成21年9月28日

東京都千代田区丸の内三丁目1番1号  
委託者 国際投信投資顧問株式会社

大阪市中央区備後町2丁目2番1号  
受託者 株式会社りそな銀行

## 参 考

### アジア・ソブリン・オープン マザーファンド - 運用の基本方針 -

約款第 15 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、日本を除くアジア諸国・地域のソブリン債券（国債、政府保証債等をいいます。）および準ソブリン債券（政府の出資比率が 50%を超えている企業の発行する債券をいいます。）を中心に投資を行い、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

日本を除くアジア諸国・地域のソブリン債券および準ソブリン債券を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

日本を除くアジア諸国・地域のソブリン債券および準ソブリン債券を中心に投資を行います。

ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の範囲内で行います。

イ. ソブリン債券以外への投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の 35%以内とします。

ロ. 同一企業が発行する債券への投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

ハ. 同一国・地域が発行する債券への投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の 35%以内とします。

債券（ソブリン債券および準ソブリン債券）の組入比率は、原則として高位を保ちます。

外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、委託者の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

#### 3. 投資制限

(1) 株式への投資は、転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、)の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

(2) 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

(3) 同一銘柄の株式への投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

(4) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

(5) 有価証券先物取引等は、約款第 19 条の範囲で行います。

(6) スワップ取引は、約款第 20 条の範囲で行います。

(7) 直物為替先渡取引は、約款第 28 条の範囲で行います。

(8) 外貨建資産への投資は、制限を設けません。

## 国際投信投資顧問株式会社

KOKUSAI Asset Management Co., Ltd.

東京都千代田区丸の内三丁目1番1号(〒100-0005)

 **0120-759311**

平日 9:00~17:00 土・日・祝日を除く

<http://www.kokusai-am.co.jp>